②記入方法

	注 意 事 項	
	1 この資格確認書は、大切に保管してください。 2 保険医療機関等において診療を受けようとすると きは、電子資格確認を受けるか、この資格確認書を 窓口で渡してください。 備考	
	※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する 意思を表示することができます。記入する場合は、1 から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。	
	1.私は、 <u>脳死後及び心臓が停止した死後のいずれで</u> <u>も、</u> 移植の為に臓器を提供します。	
1)	2.私は、 <u>心臓が停止した死後に限り、</u> 移植の為に臓器 を提供します。 3.私は、臓器を提供しません。	
	《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれ	
2	ば、×をつけてください。》 【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】	
3 =	〔特記欄: 〕	
4	署名年月日: 年 月 日 本人署名(自筆): 家族署名(自筆):	
Н	<u> </u>	

① 意思の選択

自分の意思に合う番号にひとつだけ〇をしてください。

- ●臓器提供の意思のある方は、1か2に○をしてください。
 - \Rightarrow 2 3 4 \land
- ●臓器提供をしたくないと思われている方は、3に○をしてください。⇒ ④ へ

② 提供したくない臓器の選択

1か2にOをした方で、提供したくない臓器があれば、その臓器に<u>×をつけてください</u>。 提供できる臓器は、それぞれ以下のとおりです。

【脳死後 : 心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・膵(すい)臓・小腸・眼球】

【心臓が停止した死後 : 腎(じん)臓・膵(すい)臓・眼球】

③ 特記欄への記載

- ・1か2にOをした方で、皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も提供してよい方は、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」「血管」「骨」などと記入できます。
- ・優先して親族に臓器提供したい場合は、「親族優先」と記入できます。 (親族への優先提供は、一定の要件が必要となります。)

④ 署名など

本人の署名および署名年月日を自筆で記入してください。可能であれば、この意思表示欄に記載していることを知っている家族が、確認のために署名してください。